

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、税務システムにおける特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和1年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において本市に住所を有する個人又は本市に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行うものである。</p> <p>また、地方税法に基づき、住民・国税庁等から提出された申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い通知する。さらに、賦課決定及び通知後においても、税務調査等を行い公平・公正な賦課決定等を行う。</p> <p>①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税申告書等)の収集を行う。</p> <p>②課税資料のデータ化を行う。</p> <p>③賦課期日現在の宛名情報と課税資料のマッチングを行う。</p> <p>④賦課期日現在本市内に住民登録がない者については、住民登録地を調査し本市に課税権がないと判断される場合は、住民登録地に課税資料の回送を行う。</p> <p>⑤同一個人に複数の課税資料課税資料が提出されている場合は、合算・修正等を行う。</p> <p>⑥扶養の判定を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、該当市区町村に所得照会等を行い判定を行う。</p> <p>⑦課税資料等に基づき賦課決定を行う。</p> <p>⑧給与特別徴収義務者に対し税額決定通知書を送付する。その際に、給与特別徴収納税義務者に対する税額決定通知書も併せて送付する。</p> <p>⑨年金特別徴収義務者に税額等を通知する。</p> <p>⑩普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に税額決定通知を送付する。</p> <p>⑪納税義務者から修正申告等が提出された場合は、税額の決定又は更正を行い、税額変更通知書を送付する。</p> <p>⑫特別徴収納税義務者等が退職した場合等により、特別徴収が継続できなくなった場合は、異動届出書等により徴収方法を変更し、普通徴収となる場合には納税通知書を作成し納税義務者に送付する。</p> <p>⑬未申告者等に個人住民税申告の依頼を行う。</p> <p>⑭生活保護法による生活扶助や災害により財産が滅失した場合などで、個人住民税が減免の対象となるときは、減免申請書の受理及び決定を行う。</p> <p>⑮所得・課税証明書の交付申請に基づき、課税状況を確認し証明書を交付する。</p> <p>⑯他市区町村等からの所得照会等の回答を行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム、eLTAXシステム、申告支援システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム(庁内連携システムを含む)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」と称す。)</p> <p>第9条(利用範囲) 別表第1の第16項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> ○番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)</p> <p><情報提供> ○番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市長村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1223

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

